

# 蕨市スポーツ協会助成金交付要綱

## 1. (趣 旨)

この要綱は、蕨市における一層のスポーツ普及、奨励を図り、もって市民の健康・体力づくりに寄与するため、蕨市スポーツ協会（以下「体協」という）に加盟する団体（支部は除く）の活動状況に応じて、助成金を交付することについて必要な事項を定める。

## 2. (助成総額)

当該年度の評議員会で決定された額とする。

## 3. (評価年度)

前年度の事業を対象とする。

## 4. (評価構成)

### (1) 実績及び活動割

#### イ、市内競技大会の開催回数

大会とは、市民・会員を対象として、団体が主催又は主管するものをいう。

#### ロ、市外競技大会選手派遣人数

市外大会とは、県南大会以上の公式試合をいう。(他市との親善及び交流大会は除外する。県南4市スポーツ交歓大会は対象外とする。)

#### ハ、市外競技大会成績

市外大会とは、県大会以上の大会を対象とし蕨市体育賞表彰規程第3条第2項を準用する。

#### ニ、講習会の開催回数

講習会とは、市民・会員を対象として団体が主催するもので、スポーツ教室・審判講習会・指導者講習会（理論・実技を含む）をいう。

#### ホ、講習会会員派遣人数

蕨市及び埼玉県もしくは所属上部団体が主催するスポーツに関する講習会への会員派遣人数をいう。

#### ヘ、スポーツ協会協力度

協会の諸行事、会議（評議員会、理事会）の参加、運営、出席状況及び資料の提供等に関すること。

## (2) 会員割

会員とは団体に年度当初に登録された者で年間を通じて活動に参加している者（年度途中の加入または退会者は除く）をいう。体協としては、市内在住・在勤者のみを対象とする。その会員の登録数に応じて助成金を配分する。

## 5. (算出基準)

### (1) 学校体育協会助成

助成金額は、理事会において決定する。

### (2) 競技団体助成

#### イ、基本助成

1 団体につき 23,000 円とする。

#### ロ、実績及び活動割助成

2. (助成総額) に規定された額から、学校体育協会助成及び基本助成を差し引いた額の 80% を総額とし、別表「助成金算出基準表」の該当項目得点合計に応じて按分するものとする。

#### ハ、会員割助成

2. (助成総額) に規定された額から、学校体育協会助成及び基本助成を差し引いた額の 20% を総額とし、別表「助成金算出基準表」の該当項目得点に応じて按分するものとする。

なお、実績及び活動割助成と会員割助成の合計得点が 7 点未満の団体へは、最低交付金額のみとする

### (3) 助成金端数処理

助成金支給金額は、助成金合計額の 10 円未満を切り捨てて支給する。

## 6. (助成金の交付申請)

助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める様式 1 号から様式 7 号までの書類を所定の期日までに提出しなければならない。

## 7. (助成金の決定)

### (1) 各団体の助成金は理事会で決定する。

イ、理事会は、常任理事会に附議する。

ロ、常任理事会は、提出資料に基づき、助成金の配分について審議する。

別表（5．算出基準関係）

助成金算出基準表

この要綱は昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。  
 この改正は平成 5 年 4 月 1 日から適用する。  
 この改正は平成 12 年 4 月 1 日から適用する。  
 この改正は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。  
 この改正は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。  
 この改正は平成 24 年 5 月 9 日から適用する。  
 この改正は平成 25 年 5 月 8 日から適用する。

項 目		得点	
(1) 実績及び活動割	イ、市内競技大会 の開催回数	4 回以上	5 点
		3 回	4 点
		2 回	3 点
		1 回	2 点
	ロ、市外競技大会 選手派遣人数	50 人以上	3 点
		20～49 人	2 点
		1～19 人	1 点
	ハ、市外競技大会 成績	県大会優勝以上 全国大会出場以上	3 点
		県大会・関東 大会入賞以上	2 点
		県大会・関東 大会出場以上	1 点
	ニ、講習会の開催 回数	3 回以上	3 点
		2 回	2 点
		1 回	1 点
	ホ、講習会会員派 遣人数	20 人以上	3 点
6～19 人		2 点	
1～5 人		1 点	
ヘ、スポーツ協会 協力度	90%以上	5 点	
	80%以上	4 点	
	70%以上	3 点	
	60%以上	2 点	
	50%以上	1 点	
(2) 会員割	団体人数登録数	300 人以上	4 点
		200～299 人	3 点
		100～199 人	2 点
		50～99 人以下	1 点